

第 7 3 0 号  
平成27年 5月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

条 例	番号	頁数
・天理市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	24	1
告 示	番号	頁数
・地縁による団体の告示事項の変更について	124	2
・放置自転車等の保管について	125	2
・放置自転車等の保管について	126	3
・放置自転車等の保管について	127	3
・放置自転車等の保管について	128	4
・放置自転車等の保管について	129	4
・放置自転車等の保管について	130	4
・放置自転車等の保管について	131	5
・放置自転車等の保管について	132	5
・放置自転車等の保管について	133	5
・放置自転車等の保管について	134	6
・公示送達について	135	6
・放置自転車等の保管について	136	6
・公示送達について	137	7
・放置自転車等の保管について	138	7
・放置自転車等の保管について	139	7
・放置自転車等の保管について	140	8
・放置自転車等の保管について	141	8
・放置自転車等の保管について	142	9
・放置自転車等の保管について	143	9
・放置自転車等の保管について	144	9
・放置自転車等の保管について	145	10
・放置自転車等の保管について	146	10
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	14	11
・一般競争入札について	15	15
・一般競争入札について	16	20
・農用地利用集積計画について	17	25
・天理市特定間伐等促進計画について	18	25
教育委員会	番号	頁数

・定例教育委員会の招集について	7	25
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	4	25
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市議会議員選挙におけるポスター掲示場について	22	25
・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧について	23	25
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	24	26
・天理市議会議員選挙の期日等について	25	26
・天理市議会議員選挙における選挙運動に関する支出の制限について	26	26
・天理市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理する者について	27	26
・天理市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者について	28	26
・天理市議会議員選挙における各投票区の投票所の場所について	29	27
・天理市議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	30	27
・天理市議会議員選挙における開票事務と併せて行う選挙会の場所等について	31	27
・天理市議会議員選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	32	27
・天理市議会議員選挙における各投票所ないにおける氏名等掲示順序を定めるくじについて	33	27
・天理市議会議員選挙における期日前投票所の場所について	34	27
・天理市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について	35	27
・天理市議会議員選挙における選挙長	1	28

の事務を行う場所について【選挙長告示】			・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	2	29
・天理市議会議員選挙における選挙長の公印の定めについて【選挙長告示】	2	28	・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	10	29
・天理市議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について【選挙長告示】	3	28	・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	11	29
・天理市議会議員選挙につき候補者として届出のあった者について【選挙長告示】	4	28	・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【公告】	3	29
・天理市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名について	36	28	・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	12	30
<b>公営企業</b>					
	<b>番号</b>	<b>頁数</b>			
・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	9	29	・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	13	30

## 条 例

(平成27年 4月23日 掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 4月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第54号中「同上」を「予算に定める範囲内の額」に改め、同号を同表第55号とし、同表第53号の次に次の1号を加える。

54	地方創生アドバイザー	日額	20,000	副市長の旅費相当額
----	------------	----	--------	-----------

別表備考第3項中「第54号」を「第55号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

(平成27年 4月 6日 掲示済)

天理市告示第124号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 4月 6日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市武蔵町550番地 川口 隆志  
 変更後 代表者 天理市武蔵町448番地 大西 好治  
 変更年月日 平成27年 4月 1日

(平成27年 4月 6日 掲示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成27年 4月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成27年 4月 6日から平成27年 6月 4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成27年 4月 7日 揭示済）

天理市告示第126号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4月 7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4月 7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4月 7日から平成27年 6月 5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成27年 4月 8日 揭示済）

天理市告示第127号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成27年 4月 8日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 8 日から平成27年 6 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 9 日 揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 9 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 4 月 9 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 9 日から平成27年 6 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 10 日 揭示済)

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 10 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 4 月 10 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 10 日から平成27年 6 月 8 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 13 日 揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 13 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月13日から平成27年6月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年4月14日揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年4月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月14日から平成27年6月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年4月15日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年4月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月15日から平成27年6月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年4月16日揭示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月16日から平成27年 6 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月17日揭示済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月17日から平成27年 6 月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月20日揭示済)

天理市告示第135号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 4 月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 4 月20日揭示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月20日から平成27年 6 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月21日掲示済)

天理市告示第137号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 4 月21日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 4 月21日掲示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月21日から平成27年 6 月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月22日掲示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月22日から平成27年 6 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月22日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 4 月22日
  - 3 移動対象区域  
天理市小田中町134番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 4 月22日から平成27年 6 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月23日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成27年 4 月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 23 日から平成27年 6 月 21 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 27 日 揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 27 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 4 月 27 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 27 日から平成27年 6 月 25 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 28 日 揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 28 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 4 月 28 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 28 日から平成27年 6 月 26 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 4 月 30 日 揭示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 30 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月30日から平成27年6月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年5月1日揭示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月1日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年5月1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年5月1日から平成27年6月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年5月1日揭示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月1日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月30日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年5月1日から平成27年10月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミデイ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

# 公 告

(平成27年4月10日揭示済)

## 天理市公告第14号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年4月10日

天理市長 並 河 健

### 第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立前栽小学校 太陽光発電設備工事及び東校舎照明器具改修工事
- (2) 工 事 場 所 天理市前栽町
- (3) 工 事 概 要 東校舎棟 RC造 地上3階建  
延床面積 2928.25㎡  
太陽光パネル設置工事 1.0式  
屋内照明器具改修工事 1.0式  
西校舎棟 RC造 地上4階建  
延床面積 5677.76㎡  
太陽光蓄電池設備等設置工事 1.0式  
ペレットストーブ設置工事 1.0式
- (4) 工 期 平成28年3月11日まで
- (5) 予 定 価 格 32,475,600円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 29,228,040円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

### 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有する者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。
  - ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑦ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
  - ② 電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者
  - ③ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

名 称 (株)東畑建築事務所  
住 所 大阪府大阪府中央区高麗橋2-6-10

### 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

#### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

#### 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

#### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

#### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行

#### 第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

#### 第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

#### 第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 太陽光発電設備工事及び東校舎照明器具改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年 4 月 10 日（金）から 平成27年 4 月 27 日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成27年 4 月 10 日（金）から 平成27年 4 月 27 日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成27年 4 月 30 日（木） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認の 結果の通知日	平成27年 5 月 13 日（水）
質問書への回答日	平成27年 5 月 13 日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年 5 月 19 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年 5 月 21 日（木）
入札書到着期限日	平成27年 5 月 26 日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成27年 5 月 27 日（水） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成27年 5 月 27 日（水） 午後 3 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(平成27年 4 月10日 掲示済)

天理市公告第15号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 4 月10日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 天理市立丹波市小学校 校舎耐震補強工事
- (2) 工 事 場 所 天理市 丹波市町
- (3) 工 事 概 要 延床面積 ⑥棟校舎 1, 3 3 3 m<sup>2</sup>  
耐震補強工事  
鉄骨ブレース設置工事 4 構面  
PH増設壁工事  
その他関連付属工事
- (4) 工 期 平成27年 9 月18日
- (5) 予 定 価 格 1 8, 4 7 8, 8 0 0 円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 1 6, 4 7 3, 2 4 0 円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
  - ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (株)都市企画設計コンサルタント

住 所 天理市兵庫町307

第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

#### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

##### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3（1）に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

#### 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

#### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

#### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

#### 第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

#### 第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

#### 第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参

加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立丹波市小学校校舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年4月10日（金）から 平成27年4月27日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年4月10日（金）から 平成27年4月27日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードで きます。
質問書の提出期限	平成27年4月30日（木）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年5月13日（水）
質問書への回答日	平成27年5月13日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年5月19日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年5月21日（木）
入札書到着期限日	平成27年5月27日（水） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成27年5月28日（木）午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成27年5月28日（木）午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時  
までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成27年 4 月 10 日 掲示済)

## 天理市公告第16号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 4 月 10 日

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 天理市立福住小学校 校舎耐震補強工事  
(2) 工 事 場 所 天理市 福住町  
(3) 工 事 概 要 耐震補強工事  
校舎⑨棟 RC造 3階建塔屋1階 1187㎡  
 枠付き鉄骨ブレース2構面  
 構造スリット13箇所  
校舎⑩棟 RC造 3階建 1085㎡  
 枠付き鉄骨ブレース1構面  
 構造スリット1箇所  
校舎⑪棟 RC造 3階建 310㎡  
 構造スリット5箇所  
 クリーンヒーター取り替え  
 校舎⑩棟 8箇所
- (4) 工 期 平成27年9月30日まで  
(5) 予 定 価 格 15,897,600円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
(6) 最低制限価格 14,111,280円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (株)都市企画設計コンサルタント

住 所 天理市兵庫町307

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555

天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。  
② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出  
① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。  
② 提出場所 第3(1)に同じ。  
③ 提出部数 各1部  
④ 提出方法 持参すること。  
⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 場 所 第3(1)に同じ。  
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。  
① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。  
② 質問書提出場所 第3(1)に同じ  
③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。  
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。  
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。  
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。  
(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。  
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
① 入札保証金 免除  
② 契約保証金 免除  
(2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参

加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立福住小学校 校舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年 4 月 10 日（金）から 平成27年 4 月 27 日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年 4 月 10 日（金）から 平成27年 4 月 27 日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成27年 4 月 30 日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年 5 月 13 日（水）
質問書への回答日	平成27年 5 月 13 日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年 5 月 19 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年 5 月 21 日（木）
入札書到着期限日	平成27年 5 月 27 日（水）
開札の日時	平成27年 5 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分
くじを行う場合の日時	平成27年 5 月 28 日（木） 午後 3 時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成27年 4 月 17 日 揭示済)

天理市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成27年 4 月 17 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成27年 4 月 20 日 揭示済)

天理市公告第18号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条の規定に基づき定めた天理市特定間伐等促進計画について、同法第5条第7項の規定に基づきこれを公表し、縦覧に供する。

平成27年 4 月 20 日

天理市長 並 河 健

1. 天理市特定間伐等促進計画の写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

## 教育委員会

(平成27年 5 月 1 日 揭示済)

天教告示第7号

平成27年 5 月 7 日午後 3 時から 5 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 5 月 1 日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成27年 4 月 24 日 揭示済)

天農委告示第5号

平成27年 5 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 4 月 24 日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について  
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について  
議案第4号 平成26年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価の決定について  
議案第5号 平成27年度天理市農業委員会の活動計画の決定について  
議案第6号 その他  
①市街化区域の専決処分について（報告）

## 選挙管理委員会

(平成27年 4 月 14 日 揭示済)

天選挙告示第22号

平成27年 4 月 26 日執行予定の天理市議会議員選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月条例第10号）第2条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成27年 4 月 14 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり

(平成27年 4 月 14 日 揭示済)

天選挙告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年 4 月 19 日の 1 日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年 4 月 14 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

縦覧場所

天理市川原城町605番地  
天理市役所内  
天理市選挙管理委員会事務局

(平成27年 4 月18日 揭示済)

天選挙告示第24号

平成27年 4 月18日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成27年 4 月18日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

50分の 1 の数 1,058人  
6 分の 1 の数 8,811人  
3 分の 1 の数 17,621人

(平成27年 4 月19日 揭示済)

天選挙告示第25号

天理市議会議員選挙を次のように行う。  
平成27年 4 月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 選挙の期日 平成27年 4 月26日
- 2 選挙すべき議員の数 18人

(平成27年 4 月19日 揭示済)

天選挙告示第26号

平成27年 4 月26日執行の天理市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年 4 月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

3,671,300円

(平成27年 4 月19日 揭示済)

天選挙告示第27号

平成27年 4 月26日執行の天理市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年 4 月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市櫛本町1504番地 1	堀内靖介	天理市三昧田町481番地	中田憲良

(平成27年 4 月19日 揭示済)

天選挙告示第28号

平成27年 4 月26日執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成27年 4 月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙 略

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第29号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

別紙 略

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第30号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第31号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地  
天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成27年 4月26日 午後 9時10分

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第32号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年 4月19日 午後 5時15分

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第33号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年 4月19日 午後 5時30分

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第34号

平成27年 4月26日 執行の天理市議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成27年 4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地天理市役所 1階 131会議室

(平成27年 4月19日 揭示済)

天選挙告示第35号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年4月19日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

別紙 略

(平成27年4月19日揭示済)

選挙長告示第1号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の事務を行う場所は次のとおりである。

平成27年4月19日

天理市議会議員選挙  
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日

天理市川原城町605番地

天理市役所 5階 533AB会議室

選挙期日の告示日の翌日以降

天理市川原城町605番地

天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成27年4月19日揭示済)

選挙長告示第2号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成27年4月19日から使用する。

平成27年4月19日

天理市議会議員選挙  
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル

書体 てん書

(平成27年4月19日揭示済)

選挙長告示第3号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙において、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えると及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年4月19日

天理市議会議員選挙  
選挙長 堀内靖介

- 1 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年4月23日 午後5時15分

(平成27年4月19日揭示済)

選挙長告示第4号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成27年4月19日

天理市議会議員選挙  
選挙長 堀内靖介

別紙 略

(平成27年4月27日揭示済)

天選挙告示第36号

平成27年4月26日執行の天理市議会議員選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年4月27日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

当選人の住所及び氏名 略

# 公営企業

(平成27年 4 月 8 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 9 号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 4 月 8 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

### 記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 9 処理分区	三昧田町元東方の一部

(平成27年 4 月 10 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 2 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成27年 4 月 10 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成27年 4 月 10 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 さくら設備

代表者 岡本 仁

住 所 奈良県香芝市藤山 2 - 1168 - 9

(平成27年 4 月 15 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第10号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 4 月 15 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

### 記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部
天理北第 1 処理区分	石上町・別所町・田部町の一部
天理北第 2 処理区分	豊井町の一部
天理北第 4 処理区分	富堂町の一部
天理北第 5 処理区分	前栽町・指柳町の一部
天理北第 6 処理区分	東井戸堂町・丹波市町の一部
天理北第 7 処理区分	柳本町の一部

(平成27年 4 月 16 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第11号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 4 月 16 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

### 記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	田町の一部

(平成27年 4 月 23 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 3 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について  
平成27年 4 月23日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。  
平成27年 4 月23日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者  
商 号 こしの水道設備  
代表者 越野 昌  
住 所 奈良県御所市柏原上方1617-2

(平成27年 4 月23日 掲示済)

天理市上下水道局公告第12号  
天理市指定下水道工事店の指定について  
平成27年 4 月23日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。  
平成27年 4 月23日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店  
商 号 カガワ住設  
代表者 香川 道雄  
住 所 奈良県奈良市六条西1-2-3-501

(平成27年 4 月23日 掲示済)

天理市上下水道局告示第13号  
天理市指定下水道工事店の指定について  
平成27年 4 月23日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。  
平成27年 4 月23日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店  
商 号 こしの水道設備  
代表者 越野 昌  
住 所 奈良県御所市柏原上方1617-2